高澤裕一著『加賀藩の社会と政治』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-12-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深沢, 源一, FUKASAWA, Motokazu メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24517/00062409

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.

書評

高澤裕一著『加賀藩の社会と政治』

深沢源一

（一）

本書は、故高澤裕一先生が残された加賀藩に関する論考から十四編を選び、第一部近世的支配と村落社会、第二部農業生産と農政、第三部寺院統制と賤民支配・救恤、第四部前田氏の領国形成にわけて収載、一書とした論文集である。

先生は二〇一五年十二月八日亡くなられた。八三歳であった。

見瀬和雄氏による「刊行にあたって」は、先生の研究者としての経歴と本書が上梓されるにいたった経緯について記している。晩年の先生は自らの病と闘いつつ、奥様の介護にもこころを砕く生活のなかで、吉川弘文館から依頼された日本歴史叢書『金沢藩』の執筆に取り組まれていた。手元にある二〇一三年八月のハガキには、「お盆頃心臓バイパス手術の予定、原稿執筆を果たしたくて寿命をもう少し延ばしたく決心した」とあり、翌年九月のハガキには、「小生目下初期の検地、年貢の所を調べています」とある。先生が、研究の集大成として『金沢藩』に取り組まれていたことが推察される内容である。執筆が遅れるなかで、『金沢藩』の原稿と既発表論文で代替することが次善の策として提案されたが、その作業を終えることなく先生は旅立たれた。

したがって、収載の論文を選択したのも、四部に分けたその構成も先生によるものではない。木越隆三氏と見瀬和雄氏が合議の上で選択・編集してなったのが本書である。

見瀬氏は、本書の意義を「氏の業績から改めて学ぼうとする場合、今日では入手することがなかなか困難な著作も多くあり、その構成の是非はともかくも、加賀藩に関する研究を一書にまとめさせていただく意義は大きい。この書によって氏の業績を改めて広く社会に知ってもらうとともに、私たちが氏の業績から学ぶよすがにさせていただきたい」と述べている。

金沢大学法文学部に赴任されて以後五〇年余におよぶ先生の加賀藩研究の結晶が一冊の書籍となって座右における ことの意味は大きい。そして、先生から若き学徒へ贈る遺産として本書にすぎるものはないであろう。

見瀬氏や大西泰正氏の仕事によって、藩政成立期の政治史は大きな転換が果たされつつあるようである。木越氏も新しい改作法理解を提示している。加賀藩研究の新たな胎動と先生の仕事を架橋していく存在として本書はその意義をますます増していくことだろう。困難な編集作業に取り組まれた木越、見瀬両氏、校正作業にあたられたみなさんの努力に感謝するばかりである。

一九九八年三月、金沢大学退任にあたっての謝恩の会が先生ご夫妻をお招きして催された。謝辞に立たれた先生は平和と民主主義に対する想いを静かに語られ、列席した全員が先生とともに過ごした時間を想起し、共感と激励の拍手の中でご夫妻を送り出したことを思い出す。

略年譜によれば、先生は十二歳でアジア・太平洋戦争の敗戦を迎え、対日平和条約・日米安全保障条約が調印された一九五一年に京都大学文学部へ入学している。朝尾直弘氏の語る京都大学文学部国史研究室の様子は、時折話された先生の学生時代とオーバーラップする。平和と民主主義に対するゆるがせにできない想いが先生の歴史学に刻印されていることを忘れてはならない。

保立道久氏は、戦後歴史学に対する清算主義的な評価に対し、「私たちは、『戦後歴史学』に向き合うとき、時代的状況の現実と制約の中で苦闘し、学問を積み重ねてきた一人一人の研究者と向き合うのであって」と述べている(1)。

先生の研究活動の軌跡を示す本書を、保立氏が示す角度を意識して読み込んでいきたいと思う。結果として特定のバイアスのかかった書評にならざるを得ないことを予めお断りしなければならないが、そうした読み方を通じてこそ、先生の達成を正確に把握し、継承・発展させていくことができるものと確信している。

(二)

本書の構成を示し、ごくごく簡略に内容の紹介をすることとする。既に評価の定まった論考の集成であり、木越氏・見瀬氏による丁寧な解説もある。( )は初出年を示す。なお、各部は対象年代の早い論考から順に章として編成されている。

刊行にあたって

第一部　近世的支配と村落社会

第一章　天正期年貢算用状の考察―能登国前田領における―　(一九八〇)

第二章　近世前期奥能登の村落類型　(一九六六)

第三章　割地制度と近世的村落―割地制度研究に関する覚書―　(一九六七)

第二部　農業生産と農政
第一章　改作仕法と農業生産　（一九七〇）
第二章　多肥集約化と小農民経営の自立　（一九六七）
第三章　加賀藩中・後期の改作方農政　（一九七六）
第四章　幕藩制構造論の軌跡―佐々木説を中心に―　（一九七七）
第三部　寺院統制と賤民支配・救恤
第一章　加賀藩国法触頭制の成立―善徳寺文書を中心に　（一九八六）
第二章　加賀藩初期の寺院統制―道場役と屋敷改め―　（一九八九）
第三章　加賀藩における賤民支配　（一九八五）
第四章　幕末期の金沢町における救恤　（一九九一）
第四部　前田氏の領国形成
第一章　「一番大名」前田氏　（新稿）
第二章　前田利家の立身　（新稿）
第三章　「前田利長の進退」補説　（二〇〇一）
解説
高澤裕一先生略年譜
高澤裕一先生著作目録

第一部第一章は、『珠洲市史』第六巻通史・個別研究編に発表された。利家発給の年貢算用状七九通を資料に、「近世的貢租制度初発の内容と状況をとらえる」ことを目的とし、この期の研究を一新するものとなった。それまで皆済状として論究されてきた文書を、「年貢量を定め、その収納を実現する」ために作成された算用状であるとその意味を明らかにし、各項目について緻密な検討を加えた。利家親裁の原則、給人知行権の当初よりの制約、米納への転換とその原則化、三斗俵から五斗俵への変化と桝の変化、損免から物成への変化、二免四分の意味等指摘できよう。前田氏の呵責ない強権的収奪とそれに対する百姓の抵抗が逐電・荒・未進として続くことが示され、天正期の前田検地を「差出方式」とする理解など「前田氏入封当初の農民懐柔、妥協策を説く通説」に疑問を提起する。

第二章は『金沢大学法文学部論集』史学編一三号に発表された早期の論考である。

奥能登における村落の近世化の動きを、一般村民、土豪的勢力、領主三者のからみ合いのなかで明らかにしようとする。惣百姓からなる村＝近世村落の成立を基軸としつつ、持高構成や村の類型を示して具体的に動きを捉えようとする。単純化を峻拒し多様な視角から重層的に考えようとする研究姿勢が特徴的で、貢租の過重負担が近世的村落成立の困難性の

原因となっているとの指摘は重い。上時国家の分析を中心とする第三節では、小農民の自立にたいする促進的要因と一方での土豪的経営の危機を明らかにする。しかし、それは時国村の惣百姓の村への推転には直結しない。土豪支配体制排除の抗争は、惣百姓の対領主貢租軽減闘争のなかに、吸収され変質し途絶えるとする。土豪経営とその村落支配は依然として残され、土豪的支配の強い遅れた類型となって奥能登の特徴的な村落類型となると評価する。

第三章は、『金沢大学経済論集』六号に発表された。先生は、早く越後における地主制を検討した際に割地慣行との関連について論及しており、割地制度の理論的整理を進めていた。その成果が近世的村落概念を導入しての割地制度の説明であり、「百姓中内輪之定書」に基づいて実施せよとの砺波郡太田村の史料が挙例とされた。

村請制や間接的共同所持の視角からも先生の整理は支持され通説となっている。また、寛永十九年に藩によって創始されたとする加賀藩の割地制度理解も再検討を余儀なくされた。比較的短い論文であるが、先生の整理は間然する所がない。

第二部第一章は『小葉田淳教授退官記念・国史論集』に収載された。改作仕法期、新田開発はすでに「行き詰まり」の状態で、耕地拡大第一主義の領主・十村は、「特殊な新田『開発』」である手上高の方法をとる。さらなる増徴の手段として実施されたのが手上免であり、これに百姓が対応するためには、集約化による反収増大が必要で改作仕法はその点で「集約化への種を蒔いた」とする。

次に砺波郡太田村の史料などから確認される改作仕法期の農業経営形態、複合家族労働手作経営、下人雇用手作経営、単婚家族労働手作経営の三形態の発展性について検討する。そして、当時の主力の経営形態であった下人雇用手作経営をはじめ前二者が消滅しつつあったり、行き詰まっていること、反対に副次的な位置にあった単婚家族労働手作経営が発展性を有することを確認する。

結論として、改作仕法は集約的単婚家族小農民経営に促進的作用を客観的には果たしながら、それを政策の上に定置できなかったと評価する。

第二章は、四節からなる長大な論文で『史林』に上・下に分けて発表された。

この論文を佐々木潤之介氏の切高令理解、小農経営満面開花論に対する批判として評価する向きが多い。しかし目的は、「米作単作に専門化」し、「一般に畑作商品生産や農村工業に期待できない」地域、加賀藩における小農民経営の自立の

有り様を究明することにあった。

一節では、明暦期と十八世紀の農業経営費の全体的構成の変化を調べ、項目別構成の中心が「給・飯米から肥料代へ移ったこと」、「農具代が量、比重ともに増大」したことを指摘する。二節では農業経営費構成の変化をもたらした「生産力的基底部における変化とその方向をつきとめる」ことを目的に、耕作人馬、肥料、農具、耕作体系、種籾と稲、農業生産性について検討し、三節では商品作物生産と労働力の存在形態が検討される。農書や法令類、先学の研究を駆使して展開される議論は、具体的であり興味深い指摘にあふれる。二節・三節の分析を経て生産力発展方式、労働集約化、在方労働力の流出と形態変化のそれぞれで寛文～元禄、正徳期におよぶ過渡期の存在を指摘する。先生は過渡期を次のように描いている。「古いものの没落と新しいものの台頭と、両者の未完了な状態の上に、不安定で複雑で、困難な悩みの多い時期であり、さまざまな矛盾が顕在化し、対立も現実に激化していた」と。そして、例えば、十七世紀後期の三州一般にみられる持高構成の特徴を、「小規模農業経営に適合的な技術発展が未熟であり、他方で『下人』奉公人雇用経営がすでに危機的様相をはらんでいた」過渡期に見合ったものと評価する。こうしてみると、二節・三節は過渡期の複雑性の追究に主眼があったとすら思える。見瀬氏の指摘する先生のモットー「具体的状況の具体的分析」が過渡期に向けられているのである。

続く四節において加賀藩における小農民経営の自立が展望的に示される。二・三節で示された過渡期に小農民経営の自立を可能にする基礎条件＝多肥集約化方向への生産力発展と農民的商品・貨幣経済が成立、十八世紀の中・末期にかけてこれが次第に充実する。切高令もこうした過渡的現実を反映したものとして分析される。こうして、「いくらかでも農民的余剰」が成立するなかで小農民経営の自立が実現する。しかし、自立性を獲得した小農民経営は「直ちに新たな貧窮の危険」に直面し「小農民経営の自立＝農民層分解」となる。そして「小農民経営自立の一般的過程は、地主・小作関係が支配的な形」で実現されるであろうと指摘する。先生は自立した小農民経営を次のように描く。

「彼らは小規模に限られた耕地からより多くの収穫をあげて（小作）経営を維持するために、生産技術の相対的劣悪性と家計（経営費）の貧弱さを補って、自分と家族の労働力を過重に駆使しなければならなかったろうし、日雇・小商い・出稼ぎ等の農外余業も行ったであろう。」

第三章は、『金沢大学法文学部論集』史学編二三号に発表

された。十八世紀後期から十九世紀前期の改作方の施策を主要な所管事項である高方と地盤方の二つの視角から追い、最後に天保改革を考える内容となっている。

はじめに地主・小作関係の一般的進展と地主手作りの縮小、地主・小作間の紛争が継続する農村状況が明らかにされる。しかし、これに対する目立った高方の施策は見出されず、縣作高の多い村、町人取高も多くあったことが報告される。そうしたなかで、年貢増徴をめざす地盤方の施策が強行されると収斂におちいり農村に疲弊状況が生まれる。結果、文政期には農業政策が行き詰まって混乱し打開の道を見出しえない状況になっていたことが指摘される。

次いで、文化期に新川郡の十村が「出作田地平均論」を、天保期に上田作之丞が「高平均」論を提起していることに注意を向け、ともに、「百姓間の貧富・大小の差」に難渋の根源があるとする点で共通するとし、天保改革期に実施された高方仕法がこれらの主張と類似することを明らかにする。それは借財方と連動する徳政的な施策で、取揚高（御縮高）、買返高といった形で実施され「小百姓・頭振に持高を与える」、「言い切れば持高平均化」の方法であったとする。仕法のもたらした状況を水島茂氏の論文や、能登口郡垣内田村、新川郡田畑村の例で確認し、小高持や零細耕作者に大きな変化が見られないことに注意しつつ「仕法の影響で自作化が進行して地主・小作関係は逆行した」とまとめる。

次に天保改革期における地盤方の施策から貢租増徴が強行されていることを明らかにする。また、口郡東野村で実施された極貧村御仕立仕法の実際から、「縣作高はすべて居村に返されて各農民に配当され」、貢租負担能力のある農民が作り出される一方、「土不足または地味劣り及び高免」といった地盤方の施策はなんらの手当てもされていないこと、各農民への高の配当は平等ではなく二、三石の持高しか認められない百姓が存在することを指摘し、仕法の「最下層を見捨てる」という大きな限界を摘出する。高方仕法を「持高平均」と受け取った百姓の願望・要求は「誤解」とされ、一蹴される。切り捨てられた「貧農・小作人の闘争の質の検討」が課題となるとして世直しを展望する。

第四章は、『歴史評論』三二三号に発表された。深谷克己氏は人民闘争史研究が盛り上がりを見せたのが一九六七年から一九七二年であったとし(2)、中村政則氏は一九七五年を「戦後歴史学が一つの時代を終えた年」としている(3)。歴史学が大きな曲がり角にあることを意識しつつ、近世史の研究者としてどう研究活動に取り組むべきかを考察した論文である。最初に、「研究をになう者が一九六〇年代の諸状

況の中に積極的に生きて受け止めた問題を、歴史研究の方法とした」という立場を闡明にする。そうした立場から幕藩制構造論が提起され、人民闘争史研究がおこなわれ、一九七〇年からは幕藩制国家論が取り組まれているとの認識を示す。そして、幕藩制国家論のさらなる進展のためには、幕藩制構造論、近世人民闘争史の克服の仕方も問われなければならないとし、佐々木潤之介氏の仕事を検討する。

論点の一つひとつを列挙することはしないが、『幕末社会論』における豪農理解を批判して、「一個の経営、一個の人格として内部矛盾・対立のために悩み多き、しかしそれゆえに次への展開を内包する、幕藩封建制解体期にふさわしい自己矛盾的存在として、もっと生き生きととらえ得たのではないか」とするところに先生らしさを感じる。そして、「農村史・地方史研究の減退」の原因が理論の側にあったことを指摘し、『幕末社会論』のさらなる克服こそが、「近世史の総体的把握をめざす研究」をより一層の展開へと導くとする。

先生の研究はこの論文を契機に大きく転換し、加賀藩制・藩政確立過程の究明へと重点が移行する。第三部の論考はこの転換後のものである。

第一章は『北陸歴科研会報』二一号に発表され、越中城端の善徳寺文書を手掛かりに真宗東派の国法触頭制の確立過程を考察する。触頭には寺法触頭と国法触頭があり、両者は多くの場合兼務されているが峻別すべきこと、加賀藩は本山が寺法触頭に任じた寺を国法触頭に任ずるという方針を取っていたことを確認する。こうした役は利家の時代からあったが、国法触頭の任命が確実なのは、「寺社奉行」が設置された翌年の慶安二年であり、以後に続く体制が確定したとする。寺組合が自主的に編成され、国法触頭の費用を郡中打銀として徴収する制度が確立した寛文二年に加賀藩の国法触頭制は基本的に確立したとする。

二章は楠瀬勝編『日本前近代と北陸社会』に収載された。最初に真宗寺院の道場役（公儀役）＝越中の道場綿、能登の掃除番・上り箸が検討される。これらの道場役は、「土地の領有権者に対する御礼」として藩初からあったが、寛永期に小物成、貢租へと性格を変えており、これを真宗寺院が「庇護者から被支配者」へその地位を変えられたものと評価する。次に寺院の屋敷地改めを検討し、元和総検地における寺院屋敷地に対する一斉竿入れの意義を強調する。拝領屋敷地の調査を経て明暦二年からその地子化が強力に進められたことを指摘し、「寺社の特権が大きく奪われる事態」とする。最後に明暦二年に新寺停止令が出され、その後破却令、所替禁止と徹底されていくことが明らかにされる。この新寺停止令

と改作仕法が密接に関わっているとし、これらの施策が「個別領主の領有権に権原を有するもの」と評価する。まとめでは徳川幕府の寺院統制と比較したときの加賀藩の独自性が指摘され、「個別領主加賀藩の内発的な独自性、特殊性」にも目を向けなければならないことを強調する。対幕関係の推移を振り返り、「その政治は幕府に単に盲従するものでなかった」、「個別領主の側は主体性を保持しつつ徳川氏に従属していった」とし、改作仕法と寺院統制は、藩政確立策の両局面として捉えるべきものとする。さらに、具体的施策における他藩との寛厳の差を指摘し、一向宗に対する政治的評価の違いがその背景にあることを指摘する。

三章は『部落問題研究』八三号に発表された。加賀藩の賤民制を全国的な議論の対象に加わらせるきっかけとすること、藩制・藩政史との関連で「賤民制とその支配の変化」を考えることを課題としている。

最初に、加賀藩賤民制の特徴が編成の独自性、中世との断絶性、幕藩制への追随性の視角から整理される。賤民制の独自な編成が、幕府の制度を模倣・追随するものに変化するのが、「幕府の政策を忠実に受け入れる立場」となった寛文・延宝期以降であることを明らかにし、近世賤民支配の特質を「幕藩制支配における個別藩の独自性と幕藩体制への組み込まれ方とに関連付けた考察」が加賀藩の場合に可能ではないかとの見通しを示す。

次いで、廻り藤内役の近世中・後期における変化、皮多の皮剥ぎ場争論、猪鹿皮上納一件、非人（乞食）の抵抗を検討する。そのうえで、十八世紀中期以降の加賀藩における藤内、皮多に対する差別政策の強化を藩政史の推移と関係させて考える。

新たな経済社会構造が形成される一方、逼迫する財政状況の中で領主は年貢の増徴にはしる。農民の疲弊、治安の乱れが深まり、取締りも多岐にわたるようになる。ここに、廻り藤内、さらには非人の職掌拡大の要因があり、皮多の権益争い、非人の抵抗が強まる要因もあったとする。廻り藤内の権勢が強まり、それが平人の反発を招いて差別が強化され、また差別制度の見直しも生まれるとするのである。

四章は二宮哲雄編『金沢―伝統・再生・アメニティ』に発表された論文で、金沢町における為政者と町民による救恤の歴史を四期に分けており、「近代的な社会福祉思想の胎動」を捉えようとしたものである。

為政者のそれは、郡奉行高沢忠順の「非人」（札持乞食）の解放意見、恒常的救恤施設「非人小屋」の活動、救小屋の建設、安政の三州大一揆に際しての尊攘派の救恤策・救

貧策、賤民解放論、最後の藩主慶寧の福祉政策などについて触れる。特に、収容者に生業を与えようとした救小屋や「撫育所」の活動を注目すべき福祉政策であると評価する。しかし、加賀藩の政治方針・施策がこの時期の日本の政治情勢への理解と対応に遅れ、誤っていたことが強調され、救恤策もその非開明性が持続されたとする。

一方、金沢町民の救恤活動については、楠部屋金五郎を中心とする非人への自発的・組織的な救恤行為、堀昌安による犀川川下での街づくりが紹介され、続く天保飢饉時では、武士や富裕な町人が米銭を拠出したこと。救小屋について、その世話役に町人がすえられ、官民で取り組む姿勢をとったことなどが報告される。安政期には、町人の側で個性的な救恤活動が展開していることを、城戸屋六兵衛、綿津屋政右衛門、小野太三郎について報告する。

明治維新期では、慶寧による卯辰山開拓事業に、町民が冥加や労働奉仕で協力したことが報告され、藩政の制約下にありながら、化政期以後、「人間を人間として見る目、社会的弱者の自助・自立を援けようとする心が育ち、救恤する者自身が個性を発揮する場を得はじめていたこと」に、近代への胎動、幕藩制崩壊期の特徴を看取できるとする。

第四部は、歴史叢書『金沢藩』のために準備された原稿（未定稿）を、第一章「一番大名」前田氏、第二章前田利家の立身として収載し、第三章として『文化財論考』創刊号に発表された「『前田利長の進退』補説」を掲載する構成である。

第一章は、金沢藩、前田氏、江戸藩邸、前田氏の領知、三藩分立、北陸街道の六項目よりなり、第二章は、前田利家の出自から利家の遺言までの十九項目よりなる。二〇〇〇年の『石川県の歴史』で近世の部分を担当された先生は、五章前田三代を、一番大名の成立として書き起こしている。したがって手慣れた対象と考えられるのであるが、新たに項目立てをおこない知見を整理している様子がうかがえ、先生の研究手法を垣間見せてくれる。

第三章は、金沢学院大学で研究と教育にあたられるようになった最晩年に書かれたものである。

一九七九年の「前田利長の家中統制（素描）」にはじまる先生の加賀藩政治史には、幕藩制構造論の「幕藩体制の集権的特質、上部権力の規定性を強調する」特異な論理に対する批判と、「郷土賞賛的または前田氏顕彰的風潮に気遣いをしたような叙述」との加賀藩政治史に対する評価があった。先生は、その研究が一九九二年の「前田利長の進退」で一応の結実を見、前田利長と家臣団に関する「新しい見方」を定立できたとする。実際、「前田利長の進退」は「利長が一途に

公儀へ従属し、藩と幕府が一体化するかのごとき」理解に対して、新たな前田利長像を対置し、彫琢された文章と利長理解を一変させるその内容で新鮮な驚きとともに受け止められた。

「『前田利長の進退』補説」は、「前田利長の進退」の構成にそって各章の梗概と訂正を含む新たな知見を記す内容となっている。慶長四、五年の状況を論じた一節では、宇喜多秀家の誓詞作成の意味、家康の加賀征伐に際して、利長が和戦両様の構えを取っていたこと、利常と珠姫の婚約を関ヵ原の合戦後とすべきこと、関ヵ原の合戦に際しての利長の軍事行動を、独自の判断による作戦行動であったとし、「前田は徳川軍に呼応しても属将になったのではない」などの評価について触れる。二節では家中の分裂が、封建主従制から説明すべきことで利長の資質の問題としてはならないこと。慶長十六年の利長遺戒は家中分裂の克服を、「私を捨てて公につくこと」に求めており、「個別大名の側から公儀を求める」動きと評価する。

慶長七年の利長の江戸・上方訪問の意味が検討され、「徳川と共に諸大名を統率する立場」に立とうとしたがそれが叶わぬことを自覚した旅であったとの評価を下す。そしてその自覚から行ったのが、太田但馬の誅殺であり、増強した軍事力の解除であったとするのである。三節の隠居から死への対応では、利長の隠居を「徳川氏に臣従した画期」とする評価を、本藩と隠居利長を区別していないものとして批判する。隠居しても利長は秀頼方の大名として存在したのであり、「徳川の支配強化、豊臣との対峙への道に立ち塞がる要警戒人物」であった。したがって利長と本藩との関係は、いずれ改められねばならないものであり、そのための措置が、利長の遺戒、本多政重の再仕、一〇万石の返戻、監国の停止であったとする。

大阪冬の陣の半年前の慶長十九年五月利長は亡くなるが、その死について梅毒で苦しむ利長が服毒自殺したのではないかとの理解を示す。この自殺説は「前田利長の進退」では謎とされ、一つの可能性として提示されたものであるがここでは補強されて示されている。そして、この自殺は「その進退を画期づける最後の決断であり、利長の「守成の功」は、消極性ではなく、「果断な積極性において評価される」べきものとするのである。

（三）

十四編の論文の概略と感想を記してきた。先生の研究活動が「今日に生きるわれわれとしての態度を歴史研究の上で問

う」立場を最後まで実践するものであったことが確認できたと思う。先生は、「『前田利長の進退』補説」において、「できれば、冷徹な実証に基づいて、政治的経緯の曲折と、その中で生きた人の苦悩や喜びなど、心の襞までも描き出せるような、歴史研究のあり方を探ろうとした」と述べる。先生の研究活動に通底する、先生が目指した歴史学を端的に表した文章のように思える。

「冷徹な実証」は、本書の随所に示されている。「その中で生きた人の苦悩や喜びなど、心の襞までも描き出せる」とは、前述の幕末の豪農の姿や前田利長にそのまま重なる。それはまた、類型の設定や過渡期の複雑さを明らかにしようとする努力を通じて、単純化を戒め「具体的状況の具体的分析」をめざした当初からのものでもあるだろう。

本書が日本近世史・加賀藩研究を志す多くの人に読まれることを願うとともに一点だけ注文を記しておきたい。先生は抜き刷りを学生に手渡す際、丁寧に誤植を訂正することを怠らなかったように思う。そうした訂正を収載にあたって反映してほしかったということである。

二〇一七年五月の『史学雑誌』「回顧と展望」は、「人文学」の危機は確実に深刻化しているとし、「日本近世史研究は何を目指すのか、まだしばらくは模索の時が続くことになろう」と記す。夏の参議院選挙における低投票率が話題となり、日本の民主主義の劣化が指摘される。私たちが今、ある種の過渡期に立っていることは間違いない。そんな時代を生きる私たちの先生への応答は、その複雑さにひるむことなく抗うべきことには抗いながら、それぞれの場で誠実に状況に立ち向かっていくことでしか果たされないように思う。

四〇数年前の夏、学生のいない城内の法文棟の前で木越氏や見瀬氏とキャッチボールに興じたことを思い出す。今、二人の仕事に感謝しつつ、その努力に見合うような書評になったかと不安を禁じ得ない。そして、なによりも先生の仕事を正確に伝え得たかと危惧している。気持ちばかり先行して不勉強を指摘された、学生時代と同じお叱りを今また受けそうである。先生の歴史学を学び議論していく材料となればとの思いのみで拙い書評を試みてきた。誤読・誤解も多々あると思う。ご海容をお願いする次第である。

先生のご冥福を祈りつつ擱筆することとする。

注

（1）保立道久『歴史学をみつめ直す』（校倉書房、二〇〇四年）四六頁

（2）深谷克己『『人民闘争史研究』という歴史学運動』『歴史学研

究』九二一（二〇一四）

（3）『戦後歴史学を検証する』（青木書店、二〇〇二年）七七頁

（二〇一七年一月刊、吉川弘文館、四五七頁、一三〇〇〇円+税）